

新潟市議会議会報告会実施要項

(目的)

第1条 この要項は、新潟市議会基本条例（平成23年条例第34号）第8条第5項の規定に基づき実施する議会報告会（以下「報告会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(開催回数)

第2条 報告会は原則として同一年度内に1回、2箇所で開催するものとし、任期4年のうちに8区を回るものとする。ただし、特別の事情のある場合はこの限りではない。

(報告会の内容)

第3条 報告会の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 定例会又は臨時会の概要報告
- (2) 議会の活動に関する報告
- (3) 市政又は議会に関する市民との意見交換及び意見聴取
- (4) その他必要と認める事項

(報告会の開催日時、会場等)

第4条 報告会の開催日時、会場、開催形式、テーマ、配付資料等、報告会の準備や当日運営に係ることは、広報委員会で協議する。

(出席議員の班編成及び役割分担)

第5条 任期4年のうち全議員が2回又は3回出席するよう班を編成する。

- 2 報告会に出席する議員の班編成及び必要な役割は、広報委員会で協議する。
- 3 班に座長1人を置き、役割分担は班で協議の上、決定する。

(報告書)

第6条 座長は、報告会の終了後その概要をまとめた実施報告書(別記様式)を作成し、議長に提出するものとする。

(意見等への対応)

第7条 広報委員会は報告会で出された意見等を整理し、特に対応が必要と思われるものについて協議するものとする。

- 2 議長は、前項の意見等のうち市長その他の執行機関において処理すべきものが含まれる場合は、速やかに当該執行機関に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、報告会の実施に関し必要な事項は、その都度広報委員会で協議するものとする。

附 則

この要項は、平成24年9月4日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年7月3日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年10月7日から施行する。

議会報告会実施報告書（ 区）

日 時	年 月 日() 時 分 ～ 時 分			
会 場			座長	
出席議員				
役割分担	報告者			
	司 会		記 録	
参加人数	名			
経過記録	開会(時 分) 議会報告(時 分 ～ 時 分) 質 疑 (時 分 ～ 時 分) 意見交換(時 分 ～ 時 分) 閉会(時 分)			
議会報告の概要(主な意見・質問・要望等及び答弁)				
意見交換の概要(主な意見・質問・要望等及び答弁)				
その他(今後の課題・感想等)				

(宛先) 新潟市議会議長

年 月 日

上記のとおり開催しましたので報告します。

座長 _____